

第 2 2 回 軽米町議会定例会

令和 8 年 6 月 4 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

6 番 中 村 正 志 君

8 番 茶 屋 隆 君

5 番 江刺家 静 子 君

日程第 2 議案第 4 号 防災行政無線操作卓等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 3 議案第 5 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（１１名）

1 番	田 中 祐 典 君	3 番	上 山 誠 君
4 番	西 舘 徳 松 君	5 番	江刺家 静 子 君
6 番	中 村 正 志 君	7 番	田 村 せ っ 君
8 番	茶 屋 隆 君	9 番	大 村 税 君
1 0 番	細谷地 多 門 君	1 1 番	本 田 秀 一 君
1 2 番	松 浦 満 雄 君		

○欠席議員（１名）

2 番 甲 斐 鉦 康 君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 長	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	輪 達 ひろか 君
町 民 生 活 課 長	鶴 飼 靖 紀 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
健 康 福 祉 課 主 幹	於 本 博 之 君
産 業 振 興 課 長	神久保 恵 蔵 君
地 域 整 備 課 長	輪 達 隆 志 君
水 道 事 業 所 長	輪 達 隆 志 君
教 育 委 員 会 教 育 長	久 保 智 克 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	寺 地 隆 之 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	野 中 孝 博 君
農 業 委 員 会 会 長	笹 山 結 実 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	神久保 恵 蔵 君
監 査 委 員	日 山 充 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
議 会 事 務 局 主 任	野 中 美 希 君

議 会 事 務 局 主 事 補

向屋敷

苺 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、甲斐鉦康君から本日欠席する旨の届出がありました。

したがいまして、会議録署名議員の追加を行います。

議長において、3番、上山誠君を指名します。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって6番、中村正志君、8番、茶屋隆君、5番、江刺家静子君の3人としします。

次に、本日付で町長から議案2件の追加提出がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案2件の取扱いについては、6月3日本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、令和8年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上により追加議案の付託区分表は配布してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇6番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

通告した質問方式は一問一答方式、持ち時間は60分で、11時1分までとなります。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） おはようございます。2日目のトップバッターとして務めさせて

いただきます6番、中村正志でございます。私からは、3項目について質問させていただきます。

初めに、軽米町総合発展計画後期計画の基本指標を達成するための具体策についてお伺いします。町では、軽米町総合発展計画、令和8年度から令和12年度までの5か年度計画を公表いたしました。前期5年を検証し、「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を目指すものです。町の将来像を実現するために基本目標を設定し、実施計画を定量的にはかるために基本指標を定めています。

基本目標の一つである「町の資源を生かした持続可能な発展の実現」の達成度合いを定量的にはかる基本指標として「交流人口」を設定し、持続可能な発展ができている魅力ある町であれば絶えず訪れる人があり、またその交流によってさらに町の発展が見込まれるためであるとしています。

今回は、その「交流人口」の拡大についてお伺いします。「交流人口」の定義は、「観光入り込み客数」プラス「施設利用者数」を合計した数値で、5年後の令和12年には1年間に30万人の人たちが軽米町を訪れるという目標値を定めています。令和元年は23万1,000人、令和6年は27万2,000人という実績からすれば、あと3万人の増加を目指すこととなると思いますが、新たな具体策についてお伺いします。

第1点目として、基本指標達成のために各課で取り組むこととなるでしょうが、毎年度課長会議等での1年間の事業検証を行い、次年度への事業計画への意見交換を行う考えがあるのかお伺いします。

2点目、施設利用者数の拡大を図るための具体的事業をどのように想定しているのか。スポーツ大会等を主催し、町外からの選手、引率、応援などで多くの人たちが来ていると思いますが、どのように人数把握をするのか。

また、社会教育施設利用の拡大を図るために、施設利用における町内利用者と町外在住者の利用者との使用料の差をなくする考えはないか。特に町外からのお客さんが多いパークゴルフ場の使用料は、年間のシーズン券は町内外の人たちは全て同じ5,000円ですが、シーズン券をお持ちでない人の1回使用料は、一般の人が町内300円、町外400円で、児童生徒は町内150円、町外200円と差があります。利用者からは、町外との差について違和感をお持ちの方がおられるということをお伺いしております。このことは、チューリップ観覧料にも言えることだと思います。

また、交流人口拡大のために、スポーツ大会開催についての行政からの財政支援の拡大はないのかお伺いします。町のスポーツ協会の各競技団体とも、ボランティア活動の中で大会運営を行っております。各大会開催に対しての行政支援があってもいいと思いますが、いかがでしょうか。宇漢米館事業の予算は大変裕福のように

感じられます。

次に、3点目、「ハイキュー！！」関連で町を訪れる人が絶えない状況です。魅力ある町であれば絶えず訪れる人があるという表現が、まさに「ハイキュー！！」ファンが訪れているさま、そのものであると思います。

「ハイキュー！！」関連についての町の支援等の方法については以前も提案しましたが、集英社との関係で頓挫している状況のように思われます。でも、ここで軽米町総合発展計画で基本指標に交流人口の拡大を定めたからには、「ハイキュー！！」関連を活用しての目標達成のための手法を再度試みるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、「ハイキュー！！」ファンらしき人たちが町を歩いている姿が毎日のように見られます。まだまだ「ハイキュー！！」人気は衰えていないというのが実感ですが、今こそ本気で費用対効果も計算しながら、集英社との関係もクリアしながら取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

仙台では、軽米町出身の方がボランティアで「ハイキュー！！」ファンの案内をしています。その方々との情報交換もしながら、方法論は幾らでも探せるのではないかと思います。取組についてお考えをお伺いします。

最後の4点目として、軽米町には「道の駅」がありません。お隣九戸村には「オドデ館」があり、大変にぎわっています。軽米町にも「道の駅」を設置し、交流人口の拡大につなげてはどうでしょうか。

観音林地区には、レストラン、特産品の直売所、24時間開放のトイレなどを備えた「ミル・みるハウス」があり、道の駅の役割を果たしているのではないのでしょうか。国の登録には不足するところもあると思いますが、おおむね候補として想定されますが、いかがでしょうか。

また、「かるまい文化交流センター」を拠点とした施設整備も可能ではないのでしょうか。ほかに、新たに軽米インターチェンジ周辺の整備なども魅力の一つではないのでしょうか。

5月18日の岩手日報は、軽米新聞ではないかと思わせるように、軽米町の記事が満載でした。その中で、軽米町を「縄文王国の魅力深掘り」という見出しで、1面で特集ページを掲載しています。特にインターチェンジ周辺は縄文遺跡が多く発掘され、世界遺産である一戸の御所野遺跡や八戸の是川遺跡などとの縄文ルートで連携できるのではないのでしょうか。

いろいろ考えられると思いますが、「道の駅」設置に向けた考え方についてお伺いします。

以上、交流人口拡大に向けた町の具体策について、答弁方よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の軽米町総合発展計画後期計画の基本指標を達成するための具体策についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、軽米町総合発展計画は、軽米町総合発展計画策定条例に基づき、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間の町の最上位計画として策定しているもので、町づくりの指針として全ての計画や事業の根幹に位置づけ、町政運営を行っているものであります。

総合発展計画は、基本構想と基本計画から構成されております。基本構想は、軽米町の10年後の目指すべき姿を定め、その実現に向けた町づくりの基本的な方向性を示したもので、本町が目指す将来像として「一人一人の活力と思いやりが循環するまち」を掲げ、その実現に向けた施策の大綱を示しているものであります。

この町の将来像を実現するための指標として、交流人口を令和12年度に年間30万人、軽米が住みよいと感じている方の割合80%を達成することの2つを基本目標として位置づけております。

なお、交流人口の捉え方としては、議員おっしゃるとおり「観光客入り込み客数」と「町内施設の利用者数の合計」とし、住みよさの捉え方としては、毎年実施させていただいております町民意識調査の回答割合を指標としているものであります。

基本計画は、こうした基本構想を受けて、その実現に必要な分野ごとの施策の基本方針と主な取組を示したもので、前期基本計画が令和3年度から令和7年度まで、後期基本計画は令和8年度から令和12年度までのそれぞれ5年間として策定しているものであります。

また、基本計画には「豊かな自然と美しい景観の町づくり」など7つの政策にそれぞれ今後取り組むべき主要な施策を位置づけ、7つの政策ごとに事業の進捗状況を数値で把握するための重要業績評価指標（KPI）を設定しております。

後期基本計画では、前期基本計画で設定した重要業績評価指標（KPI）の達成状況及び進捗状況を検証し、数値目標の見直しや指標項目の入替えなどの見直しを行い、全48項目として策定いたしました。

したがって、後期基本計画の策定に当たりましては、総合発展計画は10年計画であることを基本に、前期基本計画での取組、事業の進捗状況を検証し、見直すべき内容を検討し、今後5年間で目標とするべき基本指標並びに重要業績評価指標の目標値について検討し、策定したところであります。

まず、ご質問1点目の基本指標達成のために、全課で1年間の事業検証を行い、次年度への事業計画への意見交換を行う考えはあるのかについてお答えいたします。

総合発展計画において設定いたしました交流人口と住みよさの基本指標のほか、重要業績評価指標（K P I）につきまして、それぞれの事業担当課において毎年度の実績を取りまとめ、毎年度開催している軽米町総合戦略推進委員会において総合戦略事業の検証、評価を行うとともに、総合発展計画の基本指標及び重要業績評価指標（K P I）につきましても進捗状況について報告申し上げ、点検・評価を行っていただいているところであります。

そのほか、総合発展計画後期基本計画の策定に当たっては、各課長等で構成する軽米町総合発展計画等連絡会議にてこれまでの事業検証及びK P Iの目標数値の設定などの調整・協議を行ったところであり、こうした協議・検討の場を継続してまいりたいと考えております。

2点目の施設利用者数の拡大を図るための具体的事業に関するご質問についてお答えいたします。施設利用者数の拡大を図るための具体的事業としては、毎年5月と6月に軽米町スポーツ協会の各競技団体により開催される芝桜スポーツフェスティバルがございます。昨年度は、ソフトテニスやグラウンドゴルフなど12団体による大会が2か月間にわたって順次開かれ、各会場では競技力の向上とともにスポーツを通じた交流人口の拡大が図られたところであります。

そのほかにも、各競技団体が主催しているスポーツ大会や町スポーツ協会主催のかるまい・スポーツフェスタ等により、各団体のご協力をいただきながら利用者数の拡大に取り組んでいるところであります。

次に、スポーツ大会等を主催し、町外からの選手、引率、応援などで多くの人たちが来ていると思うが、どのように人数把握をしているのかについてであります。芝桜スポーツフェスティバルでは大会ごとに実績報告書の提出をお願いしているほか、施設を利用する場合には、利用団体等から都度、体育施設使用許可申請書を提出いただくことにより人数の把握を行っております。

次に、社会教育施設利用の拡大を図るために施設利用の町内、町外との使用料の差をなくする考えはないかについてであります。現在の状況としては、ハートフルスポーツランドなどの体育施設については、町内の方と町外の方との使用料は分けて設定しております。これは、町民の健康増進や町内の各種スポーツイベントの開催支援など、町民の方々の利用を優先した設定としているものであります。

議員ご提言の施設利用の拡大のため町内の方と町外の方で分けられている使用料の価格差をなくすことにつきましては、町外の団体からも広く利用していただくことで交流人口の増加につながる部分もあると考えられますが、多くの施設においてオープン以来相当の年数が経過し、維持修繕に多くの費用を費やしている状況から、応分の料金負担をいただく必要もございますので、当面は町民の皆様には利用しやすい金額とした現在の料金設定を引き続きお願いしたいと考えております。

なお、今後施設の使用料等について総合的な見直しを図る際には、近隣市町村の状況を調査しながら、ご指摘いただいた点も含めて検討してまいります。

次に、大会等開催についての行政、財政支援の拡大はないのかについてですが、現在各団体が主催する大会等については、町共催による施設使用料の減免のほか、スポーツ協会を通じた補助金、芝桜スポーツフェスティバル参加団体への謝礼等により支援を行っているところであり、現在の支援を継続してまいりたいと考えております。

3点目のご質問につきましてお答えをいたします。人気漫画に出てくる風景に似た場所が当町にあるということで多くのファンが訪れている状況を受けて、町では令和6年2月及び8月に出版社等と漫画、アニメを活用した町づくり、にぎわい創出に向けた取組について協議を行ったところではありますが、皆様ご承知のとおり、漫画の公式舞台は別にあること、当町は漫画との公式な関係性がないことなど、町が表立って漫画や映画のタイトルを使った催しや情報発信等を行うことは難しい旨の回答をいただいたところでもあります。

現時点で町が主体となった取組は難しい状況にあります。今後出版社をはじめ関係企業との関係性に配慮しながら、将来的な活用方法を継続して検討してまいりたいと考えております。

4点目の「道の駅」を設置し、交流人口の拡大につなげてはどうかのご質問についてお答えいたします。「道の駅」が地域の魅力を発信し、多くの来訪者を呼び込む交流の拠点として機能し、地域活性化に大きく寄与している事例については十分に承知をしております。

ご提案のありましたミル・みるハウスの「道の駅」としての整備や新たに軽米インターチェンジ周辺に「道の駅」を整備するに当たっては、膨大な施設整備費や将来的な維持管理コストが課題となります。現時点で具体的な構想を持っているわけではございませんが、当町での交通量や観光資源の動向を注視しつつ、どのような形であれば交流人口の拡大や地域経済への貢献が最大化できるのか、他自治体の先進事例などを通じて調査研究を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 時間も限られておりますので簡潔に質問させていただきますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

まず、第1点目の総合発展計画の検証等についての庁内協議については、連絡会議があるということ。これは、策定するときには当然あってやっていると思いますけれども、策定してしまえば、それは多分、今まで全く生かされていなかったよう

な気がしております。これをまずやるという、総合戦略の推進委員会もあると言っていますけれども、やはり課長等がその数字等を検証しながら、では我々の課では何をすべきかということを常に考える場が必要だと思っておりますけれども、その場を継続するということを約束いただけるかどうか、ひとつお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それは継続してまいりたいと考えております。また、課長会議におきましては毎月1回やっております。

そういった中で、特にハートフル・スポーツランド、フォリストパーク、ミレットパーク、ミル・みるハウス、宇漢米館、あとゴルフ場ですね、これもまた4万人ぐらいの来場者があると聞いております。それからまた、チューリップフェスティバル、夏祭り、秋まつり、食フェスタ、これは当町の4大観光イベントというか、事業として位置づけておりますので、その都度課長たちには、それぞれの来場者をきちんと把握しながら増やすようにということは指示しておりますので、今申し上げたことも含めて継続的にやってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） それでは、今度体育施設等の利用に関してですけれども、各協会等から実績報告書というふうな形で、多分それは選手だけの実績ではないかなというふうに想定されますが、今の時代、町外から来る選手はほとんどが1人1台で来ます。もう以前みたいにスクールバスで送迎するとか、そういうふうな時代ではなくなってきていると。例えば高校生でさえも、盛岡から集合場所はどこかと、現地集合と。盛岡から20人ぐらいのチームが来るとすれば、20台以上の車はその1チームのために来ると。ですから、ソフトテニスなんかやっていると、1日に200台、300台の車が来ております。それぐらいの人たちが、選手掛ける2、3、4倍ぐらいの人たちが来ているという状況。その辺のところをどのように把握して、その入り込み客数、施設利用者数に反映するか。それはやはり調査しながら考えていただきたいなと思います。

あわせて、施設利用に関してですけれども、今差があるところというのは、私も調べたのですけれども、町内と町外で差があるのは、パークゴルフ場の1回の使用料のところだけは差があります。シーズン券はないのですけれども。体育館の電気料、暖房料も町内、町外で差があります。あとテニスコートも町内と町外があります。そのほかの施設は全くありません。では、どこに修繕費とか維持管理費がかかっているのか。全体にかかっていると思っておりますけれども、だからその辺のところを

もう一回検証して直すところは直す、やはりもう少し。特にパークゴルフ場の1回使用料の人は、職員が一々1回ずつもらったりなんだりする。そのたびに町外の方は幾らです、町内は幾らですというふうに、はっきり言ってやりづらい仕事だなというふうなことをおっしゃっていました。また、ほかの市町村はそれはないということもあります。

ですから、今は当分見直す考えはないと言いますけれども、その辺の現場の声も聞いて対応すべきではないかと思いますが、体育施設に関して、では教育長のほうから一言お願いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

交流人口の把握としてスポーツ大会等の把握は不十分ではないかといったようなご質問でしたけれども、スポーツ大会ごとに主催団体に提出していただいている実績報告書とか、それから施設を利用する場合に都度提出していただいている施設使用許可申請書には、利用者について町内の方や町外の方、応援の方といった内訳までは求めておらず、議員ご指摘のとおり交流人口の把握としては検討が必要な状況であると考えます。

今後スポーツ大会におきましては、主催団体のご理解もいただきながら、利用者について町内の方や町外の方といった内訳の情報についても実績報告書等で把握できるよう改善し、交流人口に反映させていくことを検討してまいりたいと思います。

次に、施設利用の拡大を図るための使用料の改善ということについてでございますが、現在の町内社会教育施設の使用料の状況を見ますと、町内の方に比して町外の方の使用料を高く設定している体育施設がございます。一例といたしましては、議員のご指摘のとおり、ハートフルスポーツランドの町営野球場の1日の使用料については町内の方が4,200円、町外の方が8,400円となっており、パークゴルフ場や多目的広場、町営運動場、町民体育館においても同様の設定がされております。これは、先ほどの説明とも重なりますが、町民の健康増進や町内の各種スポーツイベントの開催支援など、町民の方々の利用を優先する設定が図られているものと認識しております。

施設利用の拡大を図るためにこの使用料の格差をなくすことにつきまして、議員ご指摘のとおり、町外の団体からも広く利用していただくことで交流人口の増加につながる利点も大いにあると受け止めております。

しかしながら、繰り返しになりますが、現在社会教育施設の維持管理に多くの費用を要していることから、コストに見合った料金設定が望ましいところであり、当面は町民が利用しやすい金額のままご負担をお願いしたいなと考えておるところで

ございます。

今後施設の使用料等について総合的な見直しを図る際には、近隣市町村の状況も調査しながら、ご指摘いただいた点も含めて検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます、いきなりあれして。施設利用の分、私も見間違えていました。野球場、よくよく見たら、下のほうの欄に2倍だというふうな言葉があったので、そういうふうなことだと思います。失礼いたしました。

次に、まだいっぱいあるのですけれども、「ハイキュー！！」の話をさせていただきたいと思います。「ハイキュー！！」に関しては、集英社との著作権。著作権は、集英社と作者、古舘春一さんにあるということのようです。非常に使用料等は高いという話もネット等を見て、難しいことも昨日見ました。

そこで、今何ができるのかというふうなときに、ただ何もしなくても来てきているわけですね、ファンが。私も毎日見えています。その来た人たちに対する町の迎え入れ、それがあってもいいのではないか。ですから、町としてできることは、「ハイキュー！！」そのものを、何かを使ってどうのこうのということよりも、そういう「ハイキュー！！」ファン、来られた人たちに対する町民の迎え入れる姿勢づくり、体制づくりを何とか住民運動的なことはできるのではないかなと。

その中にもあるようですけれども、漫画で見た風景に感動したと、町の人たちに声をかけてもらい、迎え入れてくれる優しさがうれしかったと新聞記事の中にありました。そういうふうな声、そうすることによって、やはり1回来て、また来るというふうな、中には33回も軽米に来ていただいているというふうな方もいらっしゃる。この交流人口の拡大というのは、1回限りということではなく、やはり継続してそういう何回も来てくれるようなこと、それが交流人口の拡大というふうなことの非常に重要な要素でもあるというふうになっております。ですから、そういうふうな町民に対しての迎え入れる接し方とか、そういうふうなもの、運動とか、または町の自然の風景とか、施設とか、それらをちゃんと見られるような、そういうふうなことを何かしらできるのではないかなというふうなこと、やはりその辺のところを考えてほしいと思います。

もう一つは、最後に、新聞記事に載っていましたが、2作目の映画が来年また公開されるというふうなことがありました。やはり映画が公開されたことによって、全国的また世界的に軽米のほうに訪れる人たちが増えたというふうなことを聞いております。ですから、来年映画が公開されれば、またそういうふうな形で来

ていただけるのかなと。来たときにいい印象を持ってもらえるような体制を町全体で取り組むというふうなことが、お金のかからないやり方ではないかなと思いますけれども、その辺の体制づくりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

アニメで軽米町を訪れている方、今でも来ているというのは私も承知しております。著作権の関係でいろいろあって、諦めたというわけではございません。今議員ご指摘のとおり、町民の体制づくりということも非常に大切なのかなと思ってはおります。

今検討しているところでございますけれども、岩手県出身者の漫画家というのはここだけではなく、別なほうにも、少年ジャンプに掲載されて、これも映画化されたみたいですが、「呪術廻戦」というような、結構これも有名な漫画家が岩手県出身者でおるということで把握しております。

いずれの方も、自分の出身地をあまり明らかにしたくない。著作権の関係もあるのですが、軽米のこのアニメにつきましても、以前公表して、身内の方の誹謗中傷だったり、様々そういった事案があったということで、なかなかそこまで出身地を明らかにしたくないという本人の希望もあって、そういった部分も集英社も考えあってのこういった対応なのかなと考えております。

ただ、昨日だったか、日報の新聞には、県立美術館で「呪術廻戦」という、何か記念展みたいなものを開催するという記事をちょっと見ました。そういった中で、例えば岩手県出身者の漫画家の記念展とか、そういった何か合同的に、例えば宇漢米館でそういった記念展を開催するだとか、来て一番あれなのがやはり何かお土産というか、何か記念になるもの、そういったものも本来欲しいな、作れればと考えております。タオルでもいいし、いいのであれば、例えばバレーボールを何か販売する。ただ、バレーボールにも漫画のタイトルを直接明記するということはできないのですが、何かの形で記念ボールみたいなのも何かつけられればいいのではないかなということで、様々いずれ案は練っております。諦めてあれしたというわけではない。何とかこれを一つの交流人口だったり関係人口の拡大に向けた取組ができないのかなということは、常に模索して、様々な方にもご意見をいただいております。

今度県要望、知事要望等もありますけれども、そういったその他の中でも何とか岩手県出身者の漫画家の何かという形で、何かそういった交流人口等拡大に向けた取組というものも、県の観光部ですか、そういったほうにもちょっと要望してみようかなというような形でも考えております。

今これといった明確な答弁というものはできませんけれども、いずれそういったところを含めながら、何とかそれも起爆剤として軽米町の交流人口の拡大に努めてまいりたいということで、答弁のほうを以上で終わります。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます。難しい部分もあるかとは思いますが、**「ハイキュー！！」**のこの前の新聞記事で、かなりの波紋を呼んだ、波紋というか、いい影響を及ぼしているのではないかと考えております。その後の新聞にも風土計というところの中で、**「ハイキュー！！」**の名言ということで、**「立ちはだかる高い高い壁、その向こうはどんな眺めだろうか、一人ではないのだから見えるかもしれない」**という、やはり壁があってもそれを乗り越える努力を継続していれば何とか新しい道が見えてくるというふうなことではないかと思っております。何とかそういうふうにして、**「ハイキュー！！」**の名言を活用して頑張っていただきたいと。

そこで最後に、**「道の駅」**を何とか実現してほしいなど。だから、一番早いのは晴山地区ではないかなと。限定してしまえばあれですけども。というのは、ミル・みるハウスを拠点として周辺の晴山小学校や晴山中学校、またコンビニもあります。また、その辺の周辺の畑なんかも何とかご協力いただけるのではないかと。今また参勤道路を改修しております。新しいバイパス的にやっていると。これはやはり二戸、八戸の中間点でもあると。ましてや九戸村のオドデ館との連携ができる。非常に好位置であるのではないかなというふうに、私は**「道の駅」**として登録を急いでやったほうがやはりもっともっと軽米地域の観光客が見いだせるのではないかとと思っておりますけれども、その辺のところを急いでやってほしいと思っておりますけれども、最後、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今のご指摘、大変ありがとうございます。今、参勤街道の入り口を沼のほうから計画しております。そうすると、当然車の流れがミル・みるハウスを通過して、そして沼まで行って、そこから参勤街道に入るといった流れになると思いますので、そういう中では参勤街道、今整備を始めておりますが、その暁には来場者もまた増えるかなというふうに思います。

中心部の場合は、一回は検討はしたことありますけれども、今宇漢米館が大変にぎわっておりますので、そこに皆さんからも、今遊び場も造ってはどうかとか、様々な要望いただいておりますので、そういったところにあまり施設を散らばさずに整備しながら、そこに産直所を持ってくるとか、いろんなこれからの検討があると

思いますので、そういった流れの中で、今ご指摘のあったミル・みるハウスで「道の駅」はどうかというふうなことは、これからも検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 次の質問に移ります。2項目めは、第3期軽米町人口ビジョン総合戦略についてお伺いします。

第3期軽米町人口ビジョン総合戦略を策定し、令和8年度から今後5年間の施策の方向性を決めました。基本目標1から4まで決めましたが、その基本目標の2である「結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」の全体目標の出生者数を5年間で175人に目標値を定めています。その取組の方向として、1として安心して妊娠から出産・子育てまでできるように、各時期のニーズに応じた子育て環境の充実を図る。2として、若者の出会いのきっかけづくりを進めるとともに、安心して結婚生活を送れるように支援を行うとあります。この2点の具体策についてお伺いします。

1点目、これまで子育て支援策として多額の予算を使い、多くの事業を実施してきましたが、その成果をどのように検証されたのかお伺いします。

「子育て日本一」を目指し、高校までの医療費・給食費の無料化、保育料無料、1歳までのおむつ支給、軽米高校の制服購入助成など、計84項目の支援を行っていると言いますが、成果をどのように捉えているのかお伺いします。

2点目として、若者の出会いの創出につながる町独自の事業はないのかお伺いします。結婚生活の前に、若者の結婚観についての考えを把握することが重要ではないでしょうか。若者会議や高校生との意見交換などで出されたことはないのでしょうか。岩手県の婚活支援に頼るだけでなく、思い切った全国成功例などを参考にしながら、軽米町独自の結婚につなげる手法を講じるべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

役場における福利厚生事業もあると思いますが、職場の魅力ある「活力」と「思いやり」が満ちあふれたところ、職場であれば、必ずや若い人同士でのつながりが生まれることが期待できると思いますが、役場の職場づくりも含めてのお考えをお伺いします。

答弁方、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の第3期軽米町人口ビジョン・総合戦略についてのご質

問にお答えいたします。

初めに、今回策定いたしました第3期軽米町人口ビジョン・総合戦略は、最上位計画である町総合発展計画との整合を図りながら、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的に、主に人口減少対策に主眼を置いた計画として進めているもので、計画期間につきましても総合発展計画後期基本計画と同じ、本年度から令和12年度までの5か年となっております。

計画の構成についてですが、1つには、現在までの町の人口を分析し、今後の推移等をシミュレーションしながら、5年後に目指す町の人口ビジョンを示したものになります。

2つ目は、総合戦略の部分になりますが、人口減少対策として多方面からの施策を展開していくため、雇用の創出や産業の振興、結婚、子育て支援、交流と移住、コミュニティの形成など、関連する施策を取りまとめたものになります。

総合戦略の進め方についてですが、各事業担当課において事業の計画・立案、取組を実施した後、毎年度、あらかじめ設定した指標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況について取りまとめ、総合戦略推進委員会において報告し、点検評価を行うもので、PDCA、Plan、Do、Check、Actionサイクルによって進めているものであります。

1点目にご質問のありましたこれまでの子育て支援策の成果をどのように捉えているのかのご質問にお答えいたします。町では、「子育て環境日本一のまち」を掲げ、町民の皆様からのご意見も伺いながら、子育てに関連する84項目の支援を行ってまいりました。

内容につきましては、経済的負担の軽減から保育環境の整備、切れ目のない相談体制の構築に至るまで、多角的な子育て支援内容となっております。これまで、国、県に先駆けまして高校までの医療費無償化、給食費の無償化、保育料無料、1歳までのおむつ支援、軽米高校の制服購入助成をはじめとし、様々な子育て支援施策を行ってまいりましたことから、子育て支援施策の充実度につきましては町内外の多くの方々から評価をいただいているものと認識しております。

これらの施策全般の評価、検証につきましては、第3期軽米町人口ビジョン・総合戦略や軽米町こども計画の進捗管理とともに、各種統計データ、アンケート調査等により分析評価を行っております。また、各事業につきましてはそれぞれ担当課で事業評価を行い、次年度以降の取組の方向性を検討しているところでございます。

町における子育て支援策は、出生率の上昇や若者世代の移住、定住といった長期的課題への対策であることから、目に見える形で成果が表れるまでに時間を要する施策であると感じているところではございますが、今後とも軽米町にお住まいの住民の方々の生活の安定と将来的な出生数の維持や増加につながり、子育て世代の移

住、定住を促進することを目指し、庁内横断的に施策を遂行してまいりたいと考えております。

次に、２点目の若者の出会いの創出につながる町独自の事業はないのかについてお答えいたします。初めに、若者の結婚観についての考えを把握することが重要ではないかとのご提言についてですが、議員がおっしゃるように、個人個人の結婚への意識や考え方を把握し、結婚したい意向のある方に対して寄り添った支援を行っていくことは有効な手段の一つであると思われれます。一方で、まだ結婚について具体的な考えを持たない方に対するアプローチとしては、まずは出会いの場づくりと参加しやすい環境をつくる必要があると考えております。

こうした出会いや交流の場につきましては、共通の趣味を通じて自然に交流できる町独自の小規模イベントの開催を検討しながら、いきいき岩手結婚サポートセンター等と連携した広域的な交流機会の周知を行い、気軽に参加いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、若者会議や高校生との話合いの中で結婚感などについて出されたことはございませんが、にぎわいの創出や宇漢米館の活用をテーマにした意見交換の際には、若い人が集まれるようなイベントの開催、立ち寄りやすいカフェが欲しいなどの意見はあったものと承知しております。

町独自で結婚につながる手法を講じるべきではないかとのご意見もございましたが、まずは若い方々が集まる機会をできるだけつくることから始め、活動を通じて交流を広げ、交際、結婚へと発展していくような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、若者の出会いの場づくりや婚活支援の事業につきましては、そういったノウハウを持った外部の方からご支援をいただくなど、手法についての検討を今後行ってまいりたいと考えております。

次に、役場の職場づくりにつきましてですが、議員ご指摘のとおり、活力とやりやりのある職場環境を整えることは、職員のモチベーション向上のみならず、本町が持続可能な町づくりを進める上で必要な視点であると認識しております。

これからの町政を担う若い職員が職場内における職員同士の良好な関係を築き、そして日々の業務にやりがいを感じ、安心して働き続けられる環境をつくるための具体の福利厚生事業や仕組みづくりにつきましては、職員の多様な生き方、考え方を十分尊重し、他自治体の事例等も参考にしながら考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔６番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） 今の答弁の中で、小さい事業からというふうに感じましたけれども、それでも進めると。出会いの場づくりとか、参加しやすい環境をつくる等の必要性を講じて、何とか若い人たちが集まる機会をできるだけつくるというふうな答弁でございましたので、ぜひそれは実施していただけるというふうに期待いたします。

本日、岩手日報の新聞では、全国出生数最少、岩手県でも最少の 4, 8 2 3 人、私はそれで軽米町が何人だったのかなと今朝、広報みんな開いてみました。出生数は、その広報で見ましたら 1 8 人でした。前に 1 9 人と聞いたような気がしたのですけれども、1 8 人で、婚姻数が 5 組、たった 5 組ですね。この辺の実態を把握して、いかにして 5 年間で 1 7 5 人の出生を達成するか、やはり本当に本気になって考えてほしいなと。岩手県でもそういう何か会議を開くというふうなことですから、町でもそういうふうな考え方を進めていただければと思います。

それで、時間がないので、最後の質問に入らせていただきます。最後の 3 項目め、職員採用についてお伺いします。令和 8 年度の一般会計予算で人件費 1 5 億 6, 5 3 1 万円に対し、会計年度任用職員の経費が 5 億 7, 4 9 5 万円と、3 5 % を超えていました。この数字は何を物語っているのか、正常な行政運営なのか、疑問を感じました。

毎年のように、監査委員から職員定数の不足が指摘されています。課長等の議会答弁でも、マンパワー不足を理由にすることがあります。職員の少なさは、町民のせいでもなければ、議会のせいでもありません。経営者の責任ではないでしょうか。町長は、この職員不足の実態をどのように思われているかお伺いします。

今年の役場職員の新採用は、4 月 1 日付で 2 人、5 月 1 日付で 1 人のようだが、この採用はどのような経緯で決定されたのかお伺いします。また、採用決定後、辞退者がいたのか。いたのであれば、その辞退の理由も伺います。

あわせて、過去 5 年間における採用状況（応募状況、試験方法、採用者数など）をお伺いします。

採用予定数に達しない応募数があったとすれば、何が原因か、分析していることがあればお伺いします。

また、過去 5 年間における中途退職者（定年前）の実態、その理由を伺います。もし他市町村（民間も含めて）との比較での退職の場合、その後の職場改善策としての対応についてお伺いします。

次に、会計年度任用職員の採用方法についてお伺いします。採用条件や年数や職歴のほか、予算は補助事業と一般財源だけでの採用との割合はどうか。また、町外からの移住者の優先採用枠はないのか伺います。

毎年同じ職種の会計年度任用職員の採用を行っているようですが、職種によって

は民間事業所への委託やシルバー人材センターの活用、各種団体等との協力による業務などは考えられないのかお伺いします。

そして、全てが町長決裁なのか、課長決裁はないのか伺います。

最後に、かつては「役場に入りたくても入れない。町長にお願いするしかない」などという町民の声が多かったように思われます。それだけ役場は町民にとっては花形の職場だったと言えます。

時代の変容もあるでしょうが、6期24年という長きにわたって町長職を受け持っている山本町長は、この変化を感じ取りながら行政運営をかじ取りしてきたと思いますが、軽米町の職場の変容をどのように受け止め、どのような対応をしてきたのかお伺いします。

答弁方よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 3点目の職員採用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、中村議員ご指摘の令和8年度一般会計予算における特別職を含めた総人件費のうち会計年度任用職員の割合が約35%を占めていることにつきましては、多様化する住民ニーズや町の主要施策充実のため、地域おこし協力隊の任用のほか、保育環境の充実、ピヨピヨ広場や児童クラブの運営、子どもの健康管理、不登校生徒への支援などの子育て支援策充実のほか、高齢者支援、介護予防、認知症予防、自殺予防対策など、多様化する行政課題への対応や、宇漢米館や教育施設などの施設管理について、会計年度任用職員を配置し行政運営を行っているところであります。

正規職員につきましては、定年退職に加え、予定外の中途退職者があったことや昨今の公務員離れの傾向もあり、残された職員への業務負担の増加につながれば迅速な行政サービスの低下を招きかねない状況となることから、行政サービスの質と量を維持し、円滑な町政運営を継続するために会計年度任用職員を任用し対応している側面もあることから、結果として、毎年のように監査委員から正規職員の不足が指摘されていることについては、経営のトップとして重く受け止めております。

次に、令和7年度の職員採用試験の状況と辞退者の状況等についてお答えをいたします。今年度の採用において4月1日付で2名、5月1日付で1名と、採用時期が分かれた経緯につきましては、5月に採用した1名が前職での引継業務等に期間を要するとのことから、その事情に配慮し、採用時期の調整を行ったものであります。

また、令和7年度の職員採用については、7月の前期、9月の後期、翌年1月の追加と3回の採用機会を設け、一般事務5名程度、土木技師若干名、保育士若干名

について募集し、新卒者のほか、公務員経験者、民間経験者など幅広く対象にしたところ、一般事務で17名、土木技師で1名の応募がありました。その後、筆記試験、面接試験等を経て厳正な審査を行った結果、一般事務4名を採用候補といたしましたが、うち1名から本人都合による辞退の申出があり、最終的には3名を採用いたしました。なお、土木技師1名については1次試験終了の段階で本人都合により辞退し、保育士については残念ながら応募がありませんでした。

土木技師などの専門職の人材確保は、全国の自治体でも同様の厳しい状況が続いており、特に小規模町村においては極めて困難な状況にあります。原因としては、自治体や民間企業との間で人材獲得競争が激化しており、公務員の給与水準や待遇面での優位性が薄れ、より条件のよい職場が選ばれやすくなっていると分析しております。

本町の過去5年間の応募者、採用人数等については、令和3年度は応募者20名に対し合格者が8名、うち辞退者が2名、令和4年度は応募者9名に対し合格者が5名、うち辞退者が1名、令和5年度は応募者が24名で合格者が8名、うち辞退者が1名、令和6年度は応募者26名に対し合格者が11名、うち辞退者が1名、令和7年度は応募者18名に対して合格者が4名、うち辞退者数が1名となっております。

コロナ禍で一時応募者数が減少した年もありましたが、一般事務に関してはおおむね20名前後の応募がある一方で、専門職の確保は依然として難しい状況となっております。

次に、過去5年間における中途退職者の状況とその理由及び改善状況についてありますが、過去5年間における中途退職者の状況は、全部で25名となっております。中途退職の理由については、他への転職、家庭の事情あるいは健康上の理由などであると推察しております。

このような状況に対応するため、ストレスチェックの確実な実施と産業医や専門カウンセラーによる相談体制の整備や時間外勤務縮減のため文書管理システムの導入による業務の効率化、ノー残業デーの実施などに取り組み、職場環境の改善に努めているところであります。

次に、会計年度任用職員の採用方法等についてお答えいたします。採用に当たっては公募を原則とし、広報軽米やハローワーク等を通じて募集を行い、面接等による選考試験を経て採用しており、次年度以降も引き続き任用するかどうかについては、今後の必要性等を担当課で十分検討し、面談による人事評価を実施した上で、手続を進めております。

採用の決定については、町の規定に基づき、任用期間が6か月以内で週当たりの勤務時間が20時間未満の雇用条件を除き、町長決裁となっております。

予算の割合については、町単独費の割合が約 94% となっており、子育て支援広場、児童クラブ、介護予防関係職員、中学校の部活動指導員などについては補助金等を活用しているほか、補助金ではありませんが、地域おこし協力隊などは特別交付税にて措置されていることや、このほかふるさと納税なども活用し任用しております。

また、町外からの移住者優先枠の設定については、地方公務員法が定める平等取扱いの原則及び能力主義の原則に照らし、採用試験において特定の出生地や居住地などを理由に優遇・制限することは法制上慎重でなければならないと認識しておりますが、移住、定住の促進は町にとっても重要課題であるため、直接的な優先枠という形ではなくても、地域おこし協力隊制度などの積極的な活用や移住者が希望すれば町の正規職員、会計年度任用職員の採用試験を当然受験可能であることから、移住者の受入れと活躍の場を広げる取組は今後も推進してまいります。

あわせて、ご提案のありました民間事業者への業務委託やシルバー人材センターの活用、各種団体等の協力についても、多様化する行政課題を解決するため、直接雇用にこだわらず、業務の内容に応じた様々な手法を柔軟に考えてまいりたいと考えております。

最後に、現在の職員不足の状況をどのように受け止め、これまでどう対応してきたのか、今後の展望も含めてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、かつて役場は地域にお住まいの方々から志望される職場でありました。私が町政を預からせていただいた長きにわたる期間においても、人口減少や働き方の多様化などにより、役場を取り巻く雇用環境は大きく変容したと肌で感じております。現在の正規職員の採用の難航が続けば、町の未来の行政基盤を揺るがしかねず、住民サービスの低下に直結することから、これまでの採用試験の実施回数の増、社会人採用枠の拡大に加え、令和 8 年度からは初任給を岩手県と同水準に改定することといたしました。

今後は、行政改革による行政のスリム化を図りつつ、軽米高校生や公務員を志望する専門学校等への PR 活動、県内市町村職員合同就職セミナーなどを積極的に活用し、通年採用の導入や試験内容の見直しなど、受験しやすい環境を整えるとともに、デジタル技術の導入による事務作業の効率化も進めながら、誰もが働きやすい職場環境を目指し、安定した住民サービスの提供に努めてまいります。

なお、現在、来年度奨学金を受けられた方がもし役場職員に合格して採用になった場合は、それを町が肩代わりして奨学金の返済に充てるということも今担当に指示して進めております。そういったことで、また優秀な職員の方々にたくさん応募していただいて、そしてこれから職員の数を増やしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君の持ち時間 60 分は経過しましたので、以上で中村議

員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 18 分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 8 番 茶 屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 一般質問を続けます。

茶屋隆君。

通告した質問方式は一括質問、一括答弁方式、持ち時間は 60 分。なお、正午になっても質問が終わらない場合は休憩し、午後 1 時より再開いたします。

〔 8 番 茶屋 隆君登壇 〕

○ 8 番（茶屋 隆君） 8 番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました鳥獣被害対策の対応について 1 点だけお伺いいたします。

5 月 12 日、13 日の岩手日報に掲載されていた記事によれば、5 月 12 日には「〔熊異変〕2026 年（一緊急企画一）第 1 弾、潜む危険隣り合わせ（山菜取りの中の犠牲）◎知る住民足踏み入れず」という見出しで、熊の被害について人間側が熊の生息領域に踏み込んで山菜取りをするシーズンの典型的なパターンということです。地元の住民は「熊がいて当たり前、1 年に 1 回くらいは見る」、だから「タラの芽取りの好スポットと知っているが、山には一歩たりとも入らない」とのことです。

5 月 13 日には、「〔熊異変〕2026 年（一緊急企画一）第 2 弾、興奮度、人の生死左右（危険度高まる 5 月）◎既に交尾期、山菜も最盛期」という見出しで、本来臆病で気配を感知すれば熊のほうから人を避けると言われてきました。しかし、人間を見つけるや否や襲いかかろうとする行動は、明らかに従来タイプと異なっているということです。専門家は、加害度を分ける最大のポイントに熊の興奮度を挙げています。交尾期を迎えた雄や食べている最中は「出くわしたらやられる」というほど殺気立っているということです。その交尾期も暖冬の影響で通常 6 月から 5 月に始まり、既に危険レベルに達しているということです。熊がいると分かっている、人は山に入りたがります。山菜取りは、熊と出会うことを前提にすべきなのかもしれません。

そして今、県内の熊の出没件数、出没する場所を考えたとき、山、里だけではなく、市街地、公共施設、中心商店街と、熊はいつでも、どこにでも出るということを私たち町民も、行政も認識しておかなければいけません。そのことを踏まえて、

次の３点についてお伺いいたします。

１点目、鳥獣被害対策隊の人員確保について。現在軽米町で鳥獣被害に対応できているのは、軽米町鳥獣被害対策実施隊、猟友会の会員の隊員の皆さんであり、感謝しております。今後も大変ご苦勞をおかけすると思いますが、よろしくお願いいたします。

軽米町鳥獣被害防止計画書によれば、隊員数２３名です。３月定例会のときの同僚議員の質問に町長は、「現在最前線で活躍いただいている隊員の高齢化が進んでおり、担い手の確保、育成が喫緊の課題となっております」と答弁されております。

人身被害を未然に防ぐためにも、隊員の増員は必要だと思います。対応はされていると思いますが、できるだけ早く将来を見据えて進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

２点目、ガバメントハンター、公務員ハンターの導入について。熊の出没数の増加により、今後は専門的、公務員的ハンターということで、ガバメントハンターが必ず必要になると思います。猟友会のリーダーとしても会員の技術力向上、知識向上のためにも早急に採用すべきと思いますが、いかがでしょうか。また、例えば地域おこし協力隊員を鳥獣駆除隊員として特定して募集してみてもいいと思いますが、どうでしょうか。

また、県ではガバメントハンターを今年３月から５名採用されたとお聞きしておりますが、その５名の方は各自治体の猟友会のハンターとは連携した活動ができるかどうかお伺いいたします。

３点目、町民レベルでの予防啓発等緊急時対応マニュアルについて。有害鳥獣対策について、私たち町民が手軽にできることは何かと考えたときに、住宅周辺、通路の草刈りとは分かっているが、なかなか定期的にできていないのが現状です。

最近の熊は、山だけではなく、住宅周辺のやぶ、草むら、空き家、倉庫などいろんなところに潜んでいて、突然出くわす可能性もあります。そういった熊が隠れる場所をなくする必要もあると思います。山に近い集落では、集落周辺の環境を整える緩衝帯の整備が必要です。個人では難しいので、地域の皆さんが協力して取り組まなければなりません。町民一人一人が自覚して取り組むことが大切ですが、高齢の方、独り暮らしの方もいると思います。地域でコミュニケーションを図って対応できるよう、町として啓発活動を強化して進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、熊が出たときの対応ですが、町民それぞれかもしれませんが、しっかりとしたマニュアル的なものを分かりやすく町民に説明が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の鳥獣被害対策の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の軽米町鳥獣被害対策実施隊の状況につきましては、議員ご指摘の計画策定時の23名から段階的に増員を進め、現在は30名の体制で活動を展開しているところであります。しかしながら、隊員の高齢化が進行する中、将来にわたり鳥獣被害を軽減していくためには、さらなる担い手の確保と育成が重要であると認識しております。

町としては、鳥獣被害防止対策支援事業費補助金により狩猟免許の取得や猟銃ガンロッカーの購入に関わる経費を支援することで、担い手の確保に努めてまいりました。昨年度は、認定農業者振興会の会員の皆様に狩猟免許試験の案内を行ったところ、新規に8名が取得し、そのうちの3名が今年度から新たに実施隊として活動を開始していただいているところであります。

今後につきましても、狩猟免許取得等の支援事業を継続し、関係団体等とも連携しながら、将来を見据えた担い手の確保、育成に取り組んでまいります。

2点目の狩猟免許を所有し、鳥獣被害対策を専門に行うガバメントハンターにつきましては、迅速かつ効果的な対策を行う上で有効な手段の一つであると考えておりますが、本町だけでは年ごとの被害状況の変動や閑散期における業務の在り方などの課題も考えられることから、近隣市町村での課題を共有しながら導入について調査検討してまいります。

また、県のガバメントハンターとの連携につきましては、市町村からの要請に基づき緊急銃猟や有害捕獲の支援に従事することとなっておりますので、有事の際には町の鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し対応してまいります。

ご提案のありました地域おこし協力隊を鳥獣被害対策隊員として活用する手法については、担い手の確保のみならず、移住、定住の観点からも有効な施策であることから、先進事例を調査研究の上対応してまいります。

3点目の近年のツキノワグマの出没につきましては、農地のみならず、人の生活圏への侵入が著しく増加しており、県内でも人身被害が発生するなど、極めて危機的な状況にあると認識しております。

出没を抑制するために人と熊の行動圏を分けるゾーニングについては、議員ご指摘のとおり、緩衝帯の整備や誘因物の除去は極めて有効的な取組であります。そのためには地域と一体となった取組が必要となってくることから、正しい知識を持って冷静かつ迅速に行動できるよう、出没時の対応や、熊に遭遇した際の対処法や、地域での取組内容等について理解していただくための啓発活動を進め、防災行政無

線、広報紙、ホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用しながら、町民の皆様へ迅速な情報発信と丁寧な普及啓発を行い、安全、安心の確保に万全を期してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。答弁されたことにはしっかりと対応して下さることと思っております。

それでは、再質問いたします。各自治体猟友会の活動と、積極的に人を襲う熊の出没に関する専門家の意見を踏まえて質問いたします。

人が山に入って熊と出くわすのと違って、熊が人里に現れ、積極的に人を襲うという事態が続くようでは、もはや従来の鈴を持って山に入るといった対策は成り立たない、いかに早く周辺の安全も見極めて駆除するかを考えなければいけないという専門家もおります。

一般的には、猟銃を扱える猟友会に期待する声が高まっているわけですが、既に高齢化と後継者難からの人材不足が強まっていて、報酬が安過ぎると出動拒否する猟友会が出たことも話題に上っているということです。

そもそも猟友会は狩猟を楽しむ趣味の会であり、有害駆除に出動するのはある意味ボランティアであり、それに通常は本業を別に持つ人たちですので、緊急時にすぐ出動できないということもあるということです。そんな彼らに過度な期待をかけつつ、苛酷で責任の重い仕事を押しつけても、事態を空回りさせるだけだろうと言う専門家もいるということです。

将来的には、もっと根本的に野生動物、特に熊と向き合う策を取れないのか、しっかりと考えていかなければいけないと思います。大変難しい問題ではありますが、そういった点について今後軽米町としてどのように考えていかれるのかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の鳥獣被害対策の抜本的強化に関するご提言に対し、深く感謝を申し上げます。地域の安全と農林業を守るためには従来の枠組みにとられない新たな担い手の確保が急務であるという認識は、議員と同じであります。

当町における有害鳥獣被害は深刻化しており、町民の安全、安心を守ることは課題であると認識しております。これまで地域の野生動物対策を支えてこられた猟友会の皆様には多大なるご尽力をいただいておりますが、メンバーの高齢化やボランティア精神に依存した活動による負担の大きさが課題となっていることは十分に把

握しております。

議員ご提案のガバメントハンター、鳥獣野生動物対策専門員であります。の導入につきましては、平日の日中や緊急時における即時対応が可能となる点、また対策に専念できる人員を確保できる点において、非常に有効な手段の一つであると考えております。専門員を確保する手法として地域おこし協力隊の制度活用についても検討してまいります。また、任期中に狩猟免許などの取得を支援し、任期終了後も鳥獣対策の専門職として定住、活躍できる持続可能な鳥獣被害対策体制の構築をすることが有効な手段となると考えております。

人里に出没した大型野生動物への対応には、極めて高い安全性の法的な判断が求められます。公務員ハンターを導入、運用することに当たっては、警察組織との緊密な連携体制の構築が不可欠であります。緊急時における警察官との現場の警戒区域設定など、警察署などの関係機関と協議してまいりたいと思っております。

猟友会の負担軽減を図りつつ、行政としての危機管理体制を強化するため、まずは他自治体における公務員ハンターの先進事例を調査・検証を進めてまいります。当町における最適な即時対応体制の確立に向け、導入の可能性を総合的に勘案し、検討して進めてまいりたいと思います。

さて、6月2日に町村会と市長会が連携して懇談会というか意見交換会を開きまして、各市町村それぞれ首長、それから副首長たちが集まりまして意見交換会を行ってまいりました。

そういうことで、私も県と市町村との役割分担をきちっとしながら、こういった警察も県の組織でございますので、また国には自衛隊というような組織もございますので、そういった中でそれぞれの専門分野で専門的な意見等も交えながら、それぞれの役割分担をしながら、そして対応していこうというふうなことで意見を集約しつつありますので、そういった方向でまた検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。ガバメントハンターに関しては、今すぐにとはいえなかなか、財政的な面とかいろいろ考えれば、あと県の方針とか国の方針もまだ定まっていない時期でございます。昨日あたりの東北6県と新潟県の集まりもあって、ようやく12月あたりから取り組んでそういうことに対応していくということでございますので、ぜひ将来的には必要となってくると思いますので、今から考えて対応していただきたいと思います。また、町長答弁にもありましたとおり、地域おこし協力隊員をまず鳥獣駆除隊員として特定して募集してみてもということに対しても前向きな考えを述べてくださいましたので、そういうことも

考えていただきたいと思います。

あと最後、もう３回目でございますので。３月定例会で、同僚議員が有害駆除対策について何点かご提言されております。町長もその提言に今後検討するとも答弁されております。検討だけでなく、必ず実行していただきたいと思います。私は、大変すばらしい提言内容だったと思っております。

令和８年度、新しく作成する軽米鳥獣被害防止計画にその提言を取り入れることが軽米町鳥獣被害実施隊の強化にもつながると思いますが、いかがでしょうか。その点をお聞きして、最後に、今後熊の対策として、何より野生動物に関する正しい認識と、目先の被害だけでなく、地域の自然環境の将来像まで目を向けたビジョンが必要であるということを申し上げて質問を終わります。お願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 検討する、検討するだけでなく実行をせよというふうなお話でありますので、それも含めて前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○８番（茶屋 隆君） ありがとうございます。

◇５番 江刺家 静 子 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

通告した質問方式は一括質問、一括答弁方式、持ち時間は６０分となりますが、なお正午になっても質問が終わらない場合は休憩し、午後１時より再開いたします。

〔５番 江刺家静子君登壇〕

○５番（江刺家静子君） ５番、日本共産党、江刺家静子です。質問させていただきます。

児童クラブのことについて質問させていただきます。放課後児童クラブの運営指針というものがあって、子どもの集団の規模はおおむね４０人以下とされており、その根拠として、子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてのまとまりを持って共に生活したり、支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模とされております。町長の政務報告にもありましたとおり、軽米町では今５０人の方が登録されているということでした。

それで、岩手県内では今、盛岡市、久慈市、洋野町など６つの市町村で放課後児童クラブの利用料の無償化を実現しています。子育て世帯の負担軽減と、放課後が安全、安心な場となることを願い、次のことを質問いたします。

１つ目は、対象の利用者数は今何人かということです。それは昨日もありましたけれども、またお願いします。また、利用料、利用時間、休所の日の扱いなどにつ

いてお伺いします。

2 点目として、この児童クラブの活動の内容についてお伺いします。

3 つ目、職員体制と、学校や健康ふれあいセンターとの連携について。これは、児童クラブの職員は全員、会計年度任用職員の方々です。ですから、例えば子どものことで相談したいこと、また父兄から相談があった場合等について、専門的なことを相談したいとき、状況を把握したいときなど、学校とか、あと健康的なことといえば保健師たちとの相談も必要かと思いますので、この連携についてもお伺いします。

それから、4 点目として、軽米町の条例にこの施設を委託管理できるというふうになっていました。具体的にもこれはぜひ委託しようということで、ここに具体的に何か条例にそういうものを見たことがないなと思いましたので、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の軽米児童クラブの利用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、対象利用者数、利用料、利用時間、休所日の扱いについて申し上げます。対象利用者数につきましては、5 月 1 日における利用登録者数は合計 5 0 人となっております。これに加えて、長期休暇中の短期利用者について、今年の春休み期間は 1 7 人の利用となっております。

児童クラブの保育料につきましては、県内自治体においても直営方式や民間運営など実施形態の違いもあり、無料の場合や月額 1 万円を上回る場所もございます。当町の保育料は月額 5, 0 0 0 円であり、同時利用の場合の 2 人目以降や非課税のひとり親世帯は 5 割を減免することで、子育て世帯の負担軽減に努めているところであります。今後につきましても、現行の保育料を維持しながら児童クラブの質の向上に努めてまいります。

利用時間につきましては、町の管理運営規則により原則午後 1 時から 6 時半まで、休所日については原則日曜日と祝日、年末年始と定めております。

活動内容につきましては、児童が安心して楽しく過ごせるよう、遊びを中心に、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営しております。

職員体制についてですが、現在児童クラブ専任の職員は非常勤を含め 5 人で、うち放課後児童支援員の有資格者が常勤の 3 人となっております。また、長期休暇、その他配置が必要な日には、健康福祉課の有資格者を含めた職員で対応しているところでございます。今後も有資格者の確保に努めながら必要な人員を配置し、児童が安全に過ごせるよう、職員研修につきましても県主催の研修会や児童厚生員研修

などへの参加を積極的に進め、引き続き支援員の資質向上に努めてまいります。

次に、学校や健康ふれあいセンターとの連携についてですが、各学校とは教育委員会や保護者を通じ、児童の安全確保を要する場合あるいは生活上注意が必要な児童について、状況に応じて情報共有を行っております。健康ふれあいセンターとは、さきに申し上げた活動内容の補足になりますが、行事として、長期休暇中の料理教室や弁当づくり教室を健康づくり担当と連携して実施しております。また、今年度は同じく健康づくり担当の事業として、児童クラブ職員等を対象に、専門家を招いて児童発達支援研修会を開催する計画となっております。

次に、条例に施設を委託管理できるということについてにつきましては、町の設置条例にはクラブの運営管理を委託できると定められているところではありますが、現在民間委託の検討は行っておらず、直営で運営を行っております。

引き続き、さきに申し上げた研修成果の検証や各関係機関との連携、保護者の皆様のご理解をいただきながら、適切な運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。

児童クラブが前は農村環境改善センターの2階を使って運営していたわけですが、こども園ができて、幼稚園だった施設に移りました。そのときは、園庭もあるし、体育館ほどではないのですが、ホールもあるし、本当によかったなと思っていました。その後、その施設の活用についてどうなっているのかなと思っていましたが、あそこを通りましても、ほとんど外で遊んでいるのは見かけられなくて、園庭は利用されていないようです。

この児童クラブの運営指針の中に、子どもの遊びを豊かにするため屋外遊び、また運動遊びを行う場所を確保すること、そういうことが求められています。ところが、今は園庭はこう見ると駐車場に使われていて、グラウンドみたいにきれいに幼稚園のときは整備されていたのですが、草ぼうぼうで、本当に遊べないような感じになってきています。あそこに移ってよかったなと思っていましたので、ぜひとも施設の利用について、もう少し指導といいますか、きちんと整備をしていただきたいなと思います。

職員の方々は全員会計年度任用職員ですので、時間も何時間働くことになっているのかは分かりませんが、例えばきれいにしてせめて鉄棒とかブランコぐらひはあったほうがいいのではないかな。また、サッカーゴールぐらひ置いたら、子どもたちがボールを蹴って体を動かす遊びをするのではないかなと思いました。

あと、例えば保護者会というものがあるのかどうかは分かりませんが、保護者会

とか、またボランティアの協力で、予算的には町のほうでちょっと用意して、あそこの園庭を活用できるようにしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も先般ちょっと行ってみました。そうしたら、外を使っていない理由として、子どもたちがやっぱり柵を越えて飛び出すのだそうです。そういった元気な子どももいるというふうなことで、今はちょっと外で遊ぶのは控えているというような話でした。

ただ、いずれおっしゃるとおり、やっぱり整備等は必要でございますので、そういったことは少し前向きに、検討しながら、またそういったむちゃな行動がないような指導もしながら、利用できるような環境は進めてまいりたいと。

あと、また何か不足があれば補足説明させます。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 江刺家議員のご質問にお答えします。

保護者会はあるかのご質問でございます。保護者会はあります。保護者会の活動としましては、おやつ代、月500円、保護者会のほうで徴収して、おやつのを買っていたものを児童クラブのほうで提供させていただく体制となっております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 子どもたちが塀を飛び越えて外に出ていくということでしたけれども、それは指導の範囲で、やっぱり閉じ込めておくというのもあれかと思えます。私は園庭があつてよかったなと思ったのですが、駐車場になっているということで、残念だなと思いました。

あと、近所の方が言っていたのですけれども、「あそこは何だっけ、車いっぱい集まって」としゃべって、子どもたちは小さいから車から降りてぱっと中に入れば本当に見えないし、「車よく来るのだよ、あそこに」と言っていました。それで、「あそこはね、児童クラブで、小学校で、放課後あそこで過ごすのだよ」としゃべったら、「いやいや、そうしたら看板つけたらいいのではないか」と言っていました。軽米幼稚園の看板がついているのですが、看板そのものはもう本当に古くなってしまって、本当に空き家ではないですけれども、2か所、壁と門のところにありますけれども、ぜひとも大事な子どもたちが行く場所ですので、ここは児童クラブだよというふうな明るい感じの看板をつけていただきたいと思いますと思うのですが、いか

がでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまのご指摘は、十分配慮しながら検討はしてまいりたいと思います。

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩します。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 零時 58 分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

江刺家静子君の一般質問を続けます。時間は1時43分まで。

江刺家議員、お願いします。2点目からどうぞ。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 2項目めの質問をさせていただきます。

今、軽米町過疎地域持続的発展計画というものが策定されました。その中の一部について、ほんの一部なのですが、ちょっとこれはどういうことかなということでお聞きします。

医療の確保の事業として、過疎地域持続的発展特別事業の具体的な内容、そしてもう一つは、教育振興として「奨学金返還支援」というものがありました。これはどのような計画の中身かお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の軽米町過疎地域持続的発展計画についてのご質問にお答えいたします。

初めに、過疎地域持続的発展計画は、持続可能な社会の形成及び地域資源等を生かした地域活力の向上を過疎対策の理念とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づいて、地域の持続的発展を図るための基本方針や対策を定める市町村計画として策定したもので、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となっております。

また、過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する事業については、これまでと同様、事業に要する経費に対し国からの特別交付税措置が受けられる過疎対策事業債の導入が可能となることから、地方自治体にとっては財政的に優位な制度となっております。

過疎対策事業債等の財政措置を受けるためには、本計画への記載が必須であり、

特にもソフト事業については、過疎地域持続的発展の特別事業として、その事業効果が一過性ではなく、将来持続的に及ぶなどの成果が求められるものであります。

計画策定に当たっては、総合発展計画後期基本計画並びに第3期軽米町人口ビジョン・総合戦略との整合を図りながら、地域の持続的発展に資するために将来想定される事業についても網羅した計画となっているものであります。

ご質問のありました1点目の医療の確保の事業としての具体的な内容についてお答えをいたします。1つ目には、在宅当番医運営事業費負担といたしまして、二戸医師会と二戸歯科医師会に助成を行うものでございます。土日祝日等における医療体制の確保を支援することにより、町民の皆様に安心な医療を提供できることはもちろん、休日も安心して生活ができることにつながるものと考えております。また、休日当番医の対応は急を要することも多く、生涯にわたる健康生活にも影響する大切な制度であり、広域的に連携し医師、歯科医師を支えることで、町民の皆様の持続的な医療の確保につなげていくことを目的として実施しているものでございます。

2つ目として、広報、病院ボランティアの養成支援として、地域医療を担う医療機関を支援する体制の構築を進める事業となります。町内には、ご承知のとおり県立軽米病院のほか2つの医院、3つの歯科医院がございまして、いずれの先生方からも町民の健康を支えていただいているところであり、こうした医療機関を維持し、支えていくことは、町民の皆様の安心、安全な生活環境につながっていくものであります。

具体的な取組についてですが、一例としましては、県立軽米病院の外来看護の業務負担軽減につながるようなボランティア組織などの仕組みづくりなどを想定しております。

次に、2点目の教育振興として、「奨学金返還支援」の内容についてお答えいたします。町では、経済的理由により修学が困難な方の学業の機会を確保し、優れた人材を育成することを目的に、軽米町育英奨学条例に基づき貸与型の奨学金制度を設けております。貸付額は、大学、短大、専門学校で月額5万1,000円以内、高等専門学校で3万円以内、高校等で1万5,000円以内となっており、卒業後1年の猶予を経て15年以内で償還するもので、直近の貸与申込みは令和5年度が5件、令和6、7年度が各3件、令和8年度が6件となっております。

国において授業料無償化や給付型奨学金など奨学支援が拡大される中、町としても若者の修学支援や人材育成は不可欠な課題であり、少子高齢化に伴う人口減少が進む中、若者の移住、定住は重要であり、高校生や進学した学生に対し町への定住を条件とした「奨学金返還支援」を行うことは非常に有効な施策であると捉えております。

現在、町の育英奨学金をはじめ、その他の貸与型奨学金の返還支援の実施に向け

た検討を進めており、過疎地域持続的発展計画期間の早い時期に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。過疎地域持続的発展計画、これは本当にたくさんの事業をやっているなということも改めて思いました。在宅当番医療というものは、今月の当番医はこの方々ですよと新聞に載るわけですが、それもこの過疎計画の中から運営事業費の負担をしているということが、ちょっと私も勉強不足で分からなかったのですが、使われているということが分かりました。

この医療のほうで広報、病院ボランティアの養成支援として体制の構築を進める事業ということなのですが、具体的にはボランティア組織の仕組みづくりなどということで、これは今はなくて、これからやるということでしょうか。

それから、もう一つは奨学金のことについてですが、例えば細かいことですが、金額は、これが、もう大分前に、何年でしたっけ、決められたのは平成の時代だったと思うのですね。今物価も上がっていて、本当にこの金額をもう少し引き上げたほうがいいのではないかなと思います。その金額について伺います。

それから、細かいことなのですが、高校卒業して、1年の猶予を経て償還するとなっていますけれども、これがもしもこの借りていた人が大学に行ったら1年の猶予でなくて、またちょっと償還の期間が延びるというふうになっているのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 江刺家議員のご質問にお答えします。

軽米病院のボランティアでございます。こちらにつきましては、今現在既に軽米病院で勤務されていた看護師の皆さん、個人的に病院のほうに行って、受付とか、内科、外科とかの案内をしたりとか、そういうボランティアの活動をされていたので、そちらのほうを組織として成立するように体制づくり等支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 江刺家議員のご質問にお答えいたします。

貸与型奨学金の返還に対する支援を図るということで、その実施に向けて、現在制度設計を進めているところであります。

現在貸与しているその金額を上げるといったような調整の検討ではなくて、この貸与した奨学金の返還に今後支援していくと、そういったような取組を今後進めていくというふうなところでございます。

貸与している期間につきましては、この後次長から答弁させます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局教育次長、寺地隆之君。

〔教育委員会事務局教育次長 寺地隆之君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（寺地隆之君） ただいまの江刺家議員のご質問でございますが、お答えいたします。

1年間の返還猶予についてのご質問と捉えました。卒業後1年間の返還猶予とございますが、続けて進学されまして貸与を続ける場合に関しましては、返還の猶予を受けることが可能となっておりますので、在学中の返還を待つことは可能でございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 教育振興として奨学金の返還支援ということで、町で採用した職員なんかでも返還する人たちがいると思います。そのことも前の同僚議員の方のときの回答にありましたけれども、そのほかに専門職の応募がなかったということがありました。近隣の市町村でも保育士とか、例えば看護師とか、そういう専門職で奨学金を借りた人が採用になった場合は返還しなくてもいいというふうに条例で決めているところもあります。今、返還支援の実施に向けた検討を進めているということですので、そのような専門職のほうについても検討していただきたいと思います。

貸与の額を増やすということはないということです。

専門職の方についても、採用のときにこうなりますよということを条件の中に入れてやっていただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議員おっしゃるとおり、専門、一般関係なく役場職員に採用された場合は、全て奨学金の返還は町でやるというふうなことで検討させております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） では、次の質問に。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5 番（江刺家静子君） 3 つ目の質問に入ります。高齢者の支援についてということで質問いたします。

今、大変ここ二、三日暑かったのですが、最初に熱中症対策について伺います。先日、町内で熱中症による救急搬送されたという方、50 代の男性というニュースがありました。この地球温暖化といいますか、この暑いのでは高齢者のみならず、本当に気をつけなければならないと思います。

東京大学の橋爪真弘教授によると、この暑さで増える病気は熱中症だけでなく、心筋梗塞、糖尿病なども悪化して死に至る可能性が高くなるということが研究されています。エアコンなどの行政による補助なども必要だと、そういうことを指摘されています。

私の質問ですが、この先生の言っているとおり、高齢者は体温調節機能が低下し、暑さを感じにくくなるほか、のどの渇きにも鈍感になる傾向があるということです。総務省消防庁の救急搬送データ、搬送者の半数以上が65 歳以上の高齢者とのことです。

異常な夏の猛暑から命と健康を守るため、エアコン設置のため補助の創設について伺います。今年エアコンなどの電気製品の補助がありましたけれども、あれは買換えということでしたので、買換えでないものについても、新規で購入することについての創設について伺います。

もう一つは、加齢性難聴による聴力低下について伺います。聴力が低下することによって日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となっています。孤独や認知症になるとも指摘されています。

補聴器を使用することで、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えます。補聴器は両耳に装着すると、金銭的な負担が大きくなります。町が購入補助制度を創設することについてお願いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の高齢者生活支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目のエアコン設置のための補助を創設してはどうかについては、近年地球温暖化の影響などにより全国的に夏季の猛暑が常態化しており、当町におきましても例外ではなく、熱中症リスクへの対策は町民の健康を守る上で重要な課題の一つであり、家庭内での熱中症予防対策、とりわけエアコンの適切な利用は有効な手段であると考えております。

町では、広報紙や防災行政無線、見守り活動などを通じて、小まめな水分補給やエアコンの適切な使用を促す注意喚起を行っているほか、指定暑熱避難施設、クー

リングシェルターとして町内6か所を指定、開放し、お出かけの際や自宅が暑い時間帯に気軽にご利用いただけるよう周知を行って、熱中症予防に取り組んでおります。

また、今年度から軽米町省エネ家電買換え購入促進事業を実施し、エアコン等の補助対象省エネ家電に買換えする際に、購入経費の2分の1、上限5万円を補助する事業を行っております。

議員ご提案の高齢者に対するエアコン設置補助事業は、在宅時の熱中症を防ぐ上で有効手段の一つであると考えますが、一方で事業の創設に当たっては慎重に見極める必要があると考えております。エアコンを設置したものの、電気代の負担を懸念し使用を控えてしまい、結果として熱中症に陥るケースが全国的にも課題となっているようでございます。

町独自の補助制度の創設に当たっては、限られた財源の中で持続可能な制度設計とする必要があることから、国や県の動向、また他自治体の実施状況などを調査しながら、どのような支援が最も効果的かつ持続可能か検討してまいります。当面は、既存の熱中症予防対策を強化し、高齢者の皆様の健康と安全の確保に注力してまいります。

2点目の補聴器の購入補助制度の創設については、加齢に伴う聴力の低下は周囲とのコミュニケーションを減少させ、社会的孤立やひきこもり、さらには認知症のリスクを高める要因の一つとして指摘されていることについては認識しております。

町では、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳を所持されている方に対し、障害者総合支援法による補聴器などの補装具費の支給を行っているほか、18歳未満の軽度・中等度難聴児を対象とした購入費助成を行っております。

加齢性難聴の方に対する補聴器の補助については現行行っておりませんが、全国的にも、岩手県内においても、独自の助成を行う自治体は少しずつ増えてはいるようでございます。当面の対応といたしましては、特定健診等の機会を捉えた難聴の早期発見に向けた啓発や、地域包括支援センター等を通じた相談体制の充実に努めてまいります。

高齢者の補聴器購入補助制度につきましては、国や岩手県の動向、また他自治体の実施状況や、制度設計並びにその効果や課題について引き続き情報収集を進め、今後の高齢者福祉施策の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。先日、今団塊の世代ということ

で75歳から79歳までの人たち、ちょっと町で集まって話をしました。人口が減って若い人たちが少ないから、なるべくお世話にならないようにきちんとしなければいけないなということで、そしてどうしたらいいのだろうという話になりました。声をかけ合って元気にしていこうねということだったのですけれども、本当にできるだけ自分の力で生きていきたい、迷惑をかけないようにと皆さん思っておりました。

軽米は再生エネルギーのまちということで、先ほどの答弁の中にもありましたが、エアコンがあっても電気代がかかるということでした。この電気代の補助も必要だと思います。

そして、6か所のクーリングシェルターがあるということですが、これは小軽米、また晴山方面にもあるのでしょうか。

前回私も、再生エネルギーのまちとしてということで、支所とか生活改善センターなんかの屋根にソーラーパネルを貼って、そしてそれでエアコンを使えるようにしたらどうかということで一般質問いたしました。自分の家になくても、涼しいところに集まって皆さんとお話ししたり、または例えば農家の人だったらそこに来て昼寝をしたりとかということになれば、ああ、本当にいいなと思います。そういう場所を増やすということについてどうでしょうか、お伺いします。

それから、情報無線があるわけですが、その集まったときに、こういうときに畑に出て何かしたりしていれば、ついつい夢中になって水分を取るとかいうことを忘れてしまうのだよねと。そして、高齢者も忘れているということで、放送はうるさいという人もあるのですが、毎回でなくてもいいので、今日は気をつけましょうということで注意を呼びかけてもらったらいいのではないかと、そこでのグループでの話合いになりました。私、今度聞いてみるからねということで、今聞いております。保健師からの注意というか、今日も気温が上がります、気をつけましょうというようなこともいかがでしょうか、お願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいま現状でいいますと、公共施設はまだエアコンというか、冷房設備があるところとないところとありますけれども、順次そういうところはエアコンというか冷房施設を充実させていきたいというふうに思っております。特に宇漢米館は夏涼しく、冬暖かいところでございますので、どうか積極的に利用していただければなというふうに思います。

あと、補足的にはほかの担当課長に答弁させます。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

熱中症対策の広報につきましては、町では行っておりませんが、消防の分署のほうで随時行っておるところでございます。

町の保健師なり包括支援ですね、訪問した際には、高齢の方の家に伺った際には、当然適切に水分補給していただいて、エアコンも、電気代かかるというご心配もあるでしょうが、適切にご利用いただいて熱中症予防に努めていただくように、今後一層周知に注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） いろいろ健康についての文書は、本当に健康ふれあいセンターから、風邪がはやっているとき、その都度、その都度必要なことを出していただいていますけれども、なかなかそれをきちんと読む方がいないのではないかなと思って、その高齢者のおしゃべり会の中で、放送してもらえればいいよねという話になりましたので、先ほど発言いたしました。

次の質問に入ります。加齢性難聴のことについてなのですが、県内で補聴器購入補助の制度をつくったところは14市町村あります。政務報告でも町長は高齢者の健康福祉事業について述べていらっしゃいますが、聴力が落ちるということは人によって個人差もあると思うのですが、70代ぐらいになると、例えば炊事をしていても危険なときがあると、お湯が沸いていても気がつかないとかということがあるという、そういう心配なこともあるとお互いに話をしました。

先日というか、今年新聞でありましたけれども、加齢性難聴早期発見で認知症を防げるという新聞の記事が載りましたけれども、秋田県の能代市では聴力検査会が開かれて、まず公民館で聴力検査や簡単な体力測定、それからタブレット端末を使った認知機能のテストというものがあるそうなのですが、そういう保健活動をしているということでした。全国ではいろいろあると思うのですが、山形市では民間企業が開発した音を聞き取るアプリで聴力チェックを実施しているということで、60%未満しか聞き取れなかった人には加齢性難聴の可能性があるから耳鼻科に行って受診してくださいというような、お医者さんが診ているわけではないのですが、そういうふうな指導もしているそうです。

元気でいなければというふうに皆さんおっしゃるのですが、本当に聞こえにくくなってきて、夫婦でどなり合うようにしてしゃべっているということで、どなり合っても何でも会話があるうちはまだいいのだよということで、本当にもう耳が聞こえないから面倒くさい、話しかけないというふうにならないように、孤立化を防ぐためにもぜひともこの難聴に関する手だてといいますか、何か考えていただきたい

と思います。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、他の自治体の実施状況、それから制度設計並びにその効果、課題について引き続き情報収集を進めながら、今後の高齢者福祉施策の中で検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上で一般質問を終了します。

◎議案第４号及び議案第５号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第２、議案第４号 防災行政無線操作卓等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてと日程第３、議案第５号 財産の取得に関し議決を求めることについての２件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第４号 防災行政無線操作卓等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、総務課長、野中孝博君。

〔総務課長 野中孝博君登壇〕

○総務課長（野中孝博君） 議案第４号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第４号は、防災行政無線操作卓等更新工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第９６条第１項第５号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は防災行政無線操作卓等更新工事、場所は岩手県九戸郡軽米町大字軽米第１０地割８５番地ほか、契約金額は９，１３０万円、請負者は岩手県盛岡市本町通３丁目２０番６号、北日本通信株式会社代表取締役社長、石月一志でございます。

防災行政無線は、全国瞬時警報システムＪアラートによる緊急放送、火災放送などの緊急事態を町民の皆様へ迅速かつ確実に伝えるための極めて重要なインフラとなっており、平常時では定時チャイム、各種行政情報など幅広く活用しておりますが、防災行政無線で放送を行うための中心となる親局は役場庁舎に設置しておりますが、親局を操作するための操作卓等は平成２５年の導入から１０年以上が経過しており、今後も町民へ確実に情報を伝達するため、故障リスクの低減と機能の近代化等を図るため更新を行うものでございます。

本事業の財源につきましては、緊急防災減災事業債を活用するものでございます。

議案第４号の参考資料として工事概要、入札結果表等について配布しておりますので、ご参照願います。

議案第４号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第５号 財産の取得に関し議決を求めることについて、教育委員会事務局教育次長、寺地隆之君。

〔教育委員会事務局教育次長 寺地隆之君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（寺地隆之君） 議案第５号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第５号は、財産の取得に関し議決をお願いするものでございます。スクールバスを取得するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する目的は、児童生徒の通学に供するためでございます。取得する財産は、２９人乗りマイクロバス１台、取得予定価格は１，１３１万３，７０９円。取得の方法は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第１３地割１１５番地２、高常自動車工業株式会社代表取締役、高橋啓介から買い入れるものでございます。

今回の取得につきましては、古くなったスクールバスの更新を図るためのものでございます。

関係資料といたしまして、仕様概要、入札結果表を議案に添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案第５号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案２件については、令和８年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案２件については、特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、６月９日午後２時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 １時３７分）